



2023年1月25日

各位

会社名 住友精密工業株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 高橋 秀彰
(コード番号: 6355 東証スタンダード)
問合せ先 総務人事部長 奥野 寛昭
(TEL 06-6482-8811)

(訂正)「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」
の一部訂正について

当社は、2023年1月18日に公表をいたしました「株式併合並びに単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正をいたします。

なお、変更箇所については、下線を付しております。

記

I. 株式併合について

2. 株式併合の要旨

(2) 株式併合の内容

(訂正前)

(前略)

③ 減少する発行済株式総数
5,290,695株

(中略)

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
5株

⑥ 効力発生後における発行可能株式総数
20株

(後略)

(訂正後)

(前略)

③ 減少する発行済株式総数
5,290,694株

(中略)

⑤ 効力発生後における発行済株式総数
6株

⑥ 効力発生後における発行可能株式総数
24株

(後略)

I. 株式併合について

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

- ③ 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(訂正前)

(前略)

(ii) 自己株式の消却

当社は、2023年1月18日付の取締役会決議において、2023年3月24日付で自己株式26,079株(2023年1月5日時点で所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決定いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は5株となります。

(訂正後)

(前略)

(ii) 自己株式の消却

当社は、2023年1月18日付の取締役会決議において、2023年2月16日付で自己株式26,079株(2023年1月5日時点で所有する自己株式の全部に相当)を消却することを決定いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は6株となります。

II. 単元株式数の定め廃止について

1. 廃止の理由

(訂正前)

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は20株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

(訂正後)

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要性がなくなるためです。

III. 定款の一部変更について

1. 定款変更の目的

(訂正前)

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は20株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条(発行可能株式総数及び単元株式数)の第1項の発行可能株式総数に関する定めを変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は20株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第6条(発行可能株式総数及び単元株式数)の第2項の単元株式数に関する定め、第

10 条（単元未満株式の買増し）及び第 11 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

（後略）

（訂正後）

- (1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第 182 条第 2 項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は 24 株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第 6 条（発行可能株式総数及び単元株式数）の第 1 項の発行可能株式総数に関する定めを変更するものであります。
- (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は 6 株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在 1 単元 100 株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第 6 条（発行可能株式総数及び単元株式数）の第 2 項の単元株式数に関する定め、第 10 条（単元未満株式の買増し）及び第 11 条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰上げを行うものであります。

（後略）

Ⅲ. 定款の一部変更について

2. 定款変更の内容

（訂正前）

（前略）

変更案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>20</u> 株とする。

（後略）

（訂正後）

（前略）

変更案
（発行可能株式総数） 第 6 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>24</u> 株とする。

（後略）

以 上